

2016年6月20日

ご利用者各位

ご家族各位

社会福祉法人福祉楽
理事長 在田 正



グループホーム杜の家くりもと
管理者 久古 浩



介護職員のご入居者に対する不適切なケアについて（お詫び）

4月7日にグループホーム杜の家のご入居者より、女性の介護職員から不適切なケアを受けたとの訴えを受けました。具体的には、①体の向きを変える際に頬をつままれた②布団で顔を覆われた③文句を言われたというものでした。施設として介護職員本人、その他職員への聞き取りなどを行うと同時に、高齢者虐待防止法に基づいて、4月9日に香取市に対し通報を行いました。当局の調査結果は添付文書のとおりです。

内部と外部の調査の結果、①については介助中の事故の可能性が高いこと、②③については故意ではないがご入居者に心理的外傷を与える不適切なケアであったことを確認しました。また、他のご入居者に対する同様の事案は確認しておりません。当該介護職員については、現在は他の部署へ異動し、ご入居者との関わり方等、個別に指導しております。

当施設では、訴えのあったご入居者及び、ご家族に対しては、経緯の説明等させていただいておりますが、このような事態を引き起こし、みなさまにご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。今後は、指導・教育体制の改善を図り、職員一同、再発の防止に努めて参ります。ご不明な点や、ご心配な点、そのほか、何か日常で気になる点などがございましたら、何でもご相談いただければ幸いです。

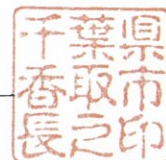
ご相談窓口 0478-70-5665



香高福第166号
平成28年5月13日

グループホーム杜の家くりもと
管理者 久古 浩孝 様

香取市長 宇井 成一



グループホーム杜の家くりもとにおける虐待疑い事案の結果について(通知)

このことについて、香取市高齢者虐待防止対策推進事業実施要綱に基づき、検討会議を開催したところ、下記の通りとなりましたので通知いたします。

なお、改善を要する事項が認められたので、速やかに所要の改善措置等を講じるよう通知いたします。

記

- 1 検討会議 平成28年5月13日(金)開催
*なお、本来、通報されてから24時間以内に開催すべき検討会議ではあるが、通報のあった4月9日時点で、すでに施設側により、対象者と職員を接触させない対応を取ったとの事であったため、緊急性はないと判断し、対象者等の事情確認後の開催とした。
- 2 判定
 - ・頬の傷は外傷性のものであり、主訴の「つねられて」できた内出血を伴うものとは判別しかねる。発見されたのは朝であり、A 職員の夜勤の介助の時にあった傷の可能性はあるが故意が認められない。
 - ・布団を頭からかぶせられ、上から押さえられて苦しかった件については、ご本人が家族へ説明したお話では「押さえられていない」とあった点で矛盾がある。
 - ・その他、夜勤の時に文句を言われた、とあった点では、施設側が職員本人へ聞き取りを行った報告によると、B様は耳がかなり聞こえない方であったため、A職員は施設での注意事項の説明をかなり大きな声で行った、とのことであった。大きな声での説明はどうしても強い口調となってしまう、文句を言われたとB様が感じた結果となった可能性が高い。

以上のことにより虐待ではなく、頬の傷は事故、その他2点についてはお互いの思い違いによるものと判定。

施設より事故報告を提出していただきたい。

- 3 改善指導
 - ・介護記録が連続して記録されていなかった。
毎日の積み重ねであるため、介護に携わる全職員への指導を徹底していただきたい。